

入居条件

下記のaからeのうちのいずれかに該当する者（以下「住宅確保要配慮者」という）とすること。

- a 高齢者世帯（次のすべてに該当する者又は該当者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む）であるもの。以下同じ。）
 - i）60歳以上の者であること。
 - ii）次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること
 - a）同居する者がいない者であること
 - b）同居する者が配偶者、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者であること。
- b 障がい者等世帯（次のi）からv）までのいずれかに該当する者があるもの。以下同じ。）
 - i）障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が、次のa）からc）までに掲げる障害の種類に応じ、当該a）からc）までに定めるとおりの者
 - a）身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b）精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施工令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - c）知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - ii）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度のもの
 - iii）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - iv）海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - v）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- c 子育て世帯（同居者に18歳未満の者がいるもの。以下同じ。）
- d 所得（月あたりの収入）が214,000円を超えない者
- e 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの